

○香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関する規程

〔平成22年10月22日〕  
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この訓令は、香南香美老人ホーム組合の職員定数条例(昭和43年条例第9号)に定める職員に適用する。

(期間の計算)

第3条 職員が一の負傷若しくは疾病(以下「疾病等」という。)により職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年条例第3号)の規定による病気休暇(2週間以上の場合に限る。)を取得し、又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号の規定により休職(以下この条において「病休等」という。)となり、再び勤務するに至った日から6月(当該勤務するに至った日から起算して6月後の応当日(当該月に応当日がない場合にあっては、当該月の翌月の初日)の前日までの期間。以下「病休通算判定期間」という。)以内に同一疾病等(病気の同一性が認められる場合を含む。)により再び病休等となった場合の職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年規則第3号)第14条第2項に規定する90日及び香南香美老人ホーム組合職員の分限に関する手続き及び効果等に関する条例(昭和43年条例第12号)第3条第1項に規定する3年の計算は、当初の病休等と当初以外の病休等の期間をそれぞれ通算するものとする。

(病休通算判定期間の延長)

第4条 病休通算判定期間内に当該期間の初日の前日における病休等の原因となった疾病等と客観的に異なる他の疾病等で当該病休等と引き続かない病気休暇が2週間以上ある場合は、その期間について病休通算判定期間を延長するものとする。

(日数の計算)

第5条 前2条に規定する病気休暇の日数は、週休日及び休日を含むものとする。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、香南香美老人ホーム組合職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病休等となっている場合における第3条の規定の適用については、当該病休等の期間を通算するものとする。